



情報セキュリティ基本方針

1. 目的

NS ユナイテッド海運株式会社グループ各社(以下「グループ会社」という)はグループ企業理念の実現に向け、グループ会社が事業活動の中で業務上保有・保管する個人、お客様、取引先等の情報資産および情報を扱うために必要な情報システムを的確に取り扱うと共にこれを適正に保護し、当社情報セキュリティ事故の予防、継続的な情報セキュリティの安全性向上に努めることを目的として、情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という)を制定しました。

2. 適用範囲

基本方針は、グループ会社すべての役職員(役員、執行役員、社員、契約社員、パートタイム社員、派遣社員など)、グループ会社の情報資産に接する全ての対象者に適用します。

3. 組織体制の確立

グループ会社は、情報セキュリティの確保に必要な組織体制を整備し、情報セキュリティ対策の運用体制を確立するため、各社ごとに責任者(情報システム総括責任者)を選任し責任と権限を明確にします。また、適用範囲にある全ての対象者に加え、業務委託先等の情報セキュリティリスクを認識し、維持および改善を含めた活動を継続的に実施し、適切な対策を進めます。

4. リスク対応計画と事故対応

グループ会社は、情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害などが発生しないよう情報セキュリティ事故対策を実施し、事故の未然防止に努めます。合わせて、重要な業務施設や情報に関する物理的または環境的リスクに対して適切な対策を講じます。また、万一情報資産にセキュリティ上の脅威が発生した場合は、その被害を最小限に止めるとともに、適切かつ速やかに事実関係を調査、原因を迅速に究明し、事故対応を進めるとともに、再発防止を含めて適切に対処します。

5. 情報セキュリティ教育および訓練の実施

グループ会社は、情報セキュリティ水準の維持または向上を図るため、全ての役職員へ必要な情報セキュリティの教育訓練を継続的に実施し、関係法令および規則に関する情報利用者の理解を深め、情報保護意識の向上に努めます。

6. 継続的な改善の実施

グループ会社は、情報セキュリティに関する社会的、技術的および法令等の変化に適切に対応するために定期的に確認し、対応する組織体制の構築や対策が確実に実行されるよう情報システム関連規程を整備し、内部監査を実施して、対策の向上を図るため継続的に見直します。

7. 法令および規範の遵守

情報セキュリティの関係法令、関連規範ならびにお客様や関係者等との契約上の要求事項を遵守し、情報セキュリティの確保に努めます。

本方針の改廃は取締役会の承認により決定します。

2008年10月30日制定

2024年8月28日改定

NS ユナイテッド海運株式会社

代表取締役社長 山中一馬